**「エイジフレンドリー職場づくり」自主点検にご協力をお願いします。**

　新居浜労働基準監督署では、増加傾向にある高年齢労働者の労働災害の防止対策の推進を図るため、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生対策を取組むことにより、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場づくりを目指す**「エイジフレンドリー職場づくり」**を推進することといたしました。

　「エイジフレンドリー職場づくり」は、各事業場の高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、実施可能な取組からスタートし、その推進状況に応じて更なる取組の実施を図っていただくことで、高年齢労働者の労働災害の防止を図るものです。

　この自主点検は、各事業場の担当者の皆様が、別添の「パンフレット」及び「エイジフレンドリーガイドライン」に記載されている具体的な取組内容をご確認のうえ、自主点検票の各項目に関し、事業場で既に取組んでいる事項、今後実施可能な取組を点検（洗い出し）していただくものです。　　点検結果により、実施可能な取組のなお一層の推進をお願いいたします。

あわせて、当該自主点検の結果を、裏面の点検表に取りまとめ、下記報告先まで、ファックス、郵送により提出をお願いいたします。

**「エイジフレンドリー職場づくり」自主点検実施要領**

**【留意事項】**

〇本取組の実施、点検表の作成、報告は法令等により義務付けられたものではありません。

〇「自主点検表」の各項目はエイジフレンドリーガイドラインに基づいて設定しています。各項目の具体的取組内容は、基本的には当該ガイドラインに記載されている取組となりますが、それ以外でも高年齢労働者の労働災害防止に資するものであれば、点検事項に含めてください。

〇本自主点検は、点検実施者において「エイジフレンドリー職場づくり」の取組を検討していただくこと及び当署において、管内の取組状況を把握することを目的とするものです。点検表の記載内容により監督署が指導等を行うものではありません。

**【点検表記載要領】**

〇各項目の点検結果欄に、次の番号により回答して下さい。具体的な取組事項等の特記事項がある場合は、各項目下欄の括弧内に記載して下さい。

　※各項目の具体的な取組内容については、「エイジフレンドリーガイドライン　パンフレット（パンフと記載）」、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（ガイドラインと記載）の記載箇所を示していますので、参照願います。

**【職場点検表の報告】**

　　裏面の「自主点検表」を下記送付先までファクス、郵送等により**報告**をお願いします。

●取組を行っている場合（一部を含む）　１及び２双方に該当する場合は２と記載

１ ：既に取組済 （取組内容に高年齢労働者の特性が配慮されたもの（以下同じ）　一部を含む）

２ ：取組の追加・拡充の予定がある （見込み及び優先順位を付けて実施している場合等を含む）

●点検時に取組を行っていない場合

３ ：取組む予定がある（一部を含む　以下同じ）

４ ：取組が可能で実施を検討したい。　（他の取組の状況に応じて取組実施を検討する場合を含む）

５ ：点検時点で取組の予定は無い。

６ ：その他（該当が無い場合を含む）

８：取組む必要性が無い又は乏しい。

送付・問い合わせ先

　〒792-0025 新居浜市一宮町１－５－３　新居浜労働基準監督署　安全衛生課

　　℡ ０８９７－３８－２７９０　　 FAX ０８９７－３７－３６５５

**「エイジフレンドリー職場づくり」自主点検表**

令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場名　　 | 事業内容（業種） |
| 所在地 | 労働者数：男　　　女　　　計　　（うち60歳以上の労働者： 男　 女　　 計　　　　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 点　　検　　事　　項 | 点検結果 |

１.取り組みの必要性　取組の準備　（②：パンフP7中段、ガイドラインP11第４⑴参照）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 高年齢労働者の特性に対応した取組対策の必要性の有無 | 有　・　無 |
| ② | 取組事例を調べて、必要な対策等を検討する。 | 以下番号　 |

　　〔特記事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

２.安全衛生管理体制の確立等　　（パンフP2 １、ガイドラインP1～3第２の１参照）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 経営トップによる方針の表明及び体制整備 |  |
| ② | 高年齢労働者の災害発生リスクに係るリスクアセスメントの実施 |  |
| ③ | エイジアクション100のチェックリストの活用 |  |

　　〔特記事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

３.職場環境の改善　　（パンフP2,3 ２、ガイドラインP3～5第２の２参照）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策） |  |
| ② | 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策） |  |

　　〔特記事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

４.高年齢労働者の健康や体力の状況の把握（パンフP4,5３、ガイドラインP5～7第２の３参照）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 健康状況の把握（法定の健康診断（定期・雇入時）の実施以外） |  |
| ② | 体力の状況の把握　　 |  |

　　〔特記事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　　※ 健康や体力の状況に関する情報の取扱いには「必要な措置」があります。留意願います。

５.高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応（パンフP6４、ガイドラインP7～9第２の４参照　③については、愛媛労働局ホームページ内の「治療と仕事の両立支援」を参照）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置 |  |
| ② | 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供 |  |
| ③ | ②のうち、治療と仕事の両立支援の実施 |  |
| ④ | 高年齢労働者の身体機能及び健康保持増進対策の実施 |  |
| ⑤ | 高年齢労働者の心の健康の保持増進対策の実施 |  |

　　〔特記事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

６.安全衛生教育　（パンフP6５、ガイドラインP9～10第２の５参照）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 高年齢労働者に対する教育 |  |
| ② | 管理監督者等に対する教育 |  |

　　〔特記事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

７.国・関係団体等による支援の活用　（パンフP7,8、ガイドラインP11,12参照）

　　国の補助金、関係団体等の支援を活用（予定、希望を含む）があれば、その内容を記載してください。

　　〔支援の活用：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕